◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

農林水産物等輸出促進メールマガジン

26・10・２　第197号

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【目次】

１．【出品者募集】「世界のハブ都市における日本食・食文化情報発信拠点の設置」事業（ベトナム）における日本産品試験販売等の出品者の募集について

２．農林水産物・食品関連セミナー及び海外展示会の参加者募集について

３．JETROによるセミナー、研修、商談会、見本市出展の年間計画（平成26年度）の更新のお知らせ

４．カタール向け牛肉の輸出について

５．東日本大震災について～シンガポールへ輸出される食品等の証明書発行の運用について～

６．畜産物の輸出に係る施設の追加情報について
（１）カナダ向けに輸出される牛肉の取扱施設
（２）タイ向けに輸出される牛肉の認定処理施設
（３）マカオ向けに輸出される牛肉の取扱施設

１．【出品者募集】「世界のハブ都市における日本食・食文化情報発信拠点の設置」事業（ベトナム）における日本産品試験販売等の出品者の募集について

今年度の農林水産省の委託事業として、ベトナム（ホーチミン）において、日本食の普及と併せて日本農林水産物等の需要の喚起を図ることを目的として、日本食・食文化の情報発信拠点を設置します。

設置された情報発信拠点では、日本産の農林水産物・食品の試験販売を予定しており、出品者を現在募集しています。ベトナムに農林水産物・食品の輸出をお考えの方は、是非この機会をご活用ください。

なお、御不明な点があれば、次の連絡先にお問い合わせください。

【場　所】ベトナム（ホーチミン）
【期　間】平成26年９月３日（水）～２月15日（日）
【連絡先】　『日本食・食文化情報発信拠点（ベトナム）事業』運営事務局
（株式会社AAB内）
電話：06-4801-9121　（土･日･祝祭日を除く10:00～18:00）

※　募集に係る詳細は、以下のホームページ（外部リンク）をご覧ください。
http://anan-vietnam.com/washoku/index.php?lang=jp

２．農林水産物・食品関連セミナー及び海外展示会の参加者募集について

当省補助事業の事業実施者である独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）では、現在、下記のとおり農林水産物・食品輸出関連セミナー及び海外展示会の参加者を募集しています。詳しくは各イベントの参加者募集ＵＲＬをご参照の上ご応募下さい。

━━ セミナー ━━

==========[参加者募集中]==========

○ ロサンゼルス日本食品マーケティング拠点（中小企業限定）

ジェトロでは、主に米国西海岸における米系小売店やレストラン等の業務用卸への売り込みを目的に「日本食品マーケティング拠点」をロサンゼルス市近郊に設置し、継続した営業やプロモーション活動の拠点として提供します。
米国で既に販売実績がある、または輸入規制をクリアし英語表記のラベル対応など米国で販売できる体制にある商品を保有している、もしくは米国への輸出に関心があり今後輸入規制に対応する予定がある等、米国への更なる販売先拡大に意欲のある事業者の応募をお待ちします。

【会期】2014年10月～2015年3月末まで
【会場】本事業実施に必要なスペース、設備を有するロサンゼルス市内の料理学校もしくはレストランを予定（現在選定中）
【設備】展示・商談スペース、業務用調理施設、一般倉庫、業務用冷蔵・冷凍庫、イベントスペース　等
【出品対象者】米国で既に販売実績があるか、輸入規制をクリアし米国で販売できる体制にある商品を保有しており、米国への販売先拡大に意欲のある事業者
※他にも細かな条件があります。詳細は「参加案内」をお読みください。
【出品対象物】米国で販売可能な日本産の生鮮品・低次加工品、または日本産原料を使用した高次加工食品
【募集企業数】100社程度（審査あり）
【出品料】無料　（ただし拠点までの商品輸送費、米国までの渡航費等は自己負担となります。詳しくは参加案内をご確認ください。）
【募集締切】2014年10月20日（月）

【ジェトロが本事業で提供するサービス】
・ジェトロアドバイザーによる相談対応
・米系小売店やレストラン等の業務用卸への商談支援
・拠点での商談会および試食・試飲イベントの実施
・ウェブサイト・動画配信による日本産食品の情報発信

※以下のウェブサイトより、必要事項を登録するとともに、エントリーシートをご提出下さい。詳細は、参加案内・参加要綱をご確認下さい。

詳細、お申込はこちら↓
http://www.jetro.go.jp/events/item/20140819070/

■お問合わせ先：
農林水産・食品企画課（担当：岸、吉村）
Tel：03-3582-4966
E-mail：afa-lafood@jetro.go.jp

==========[参加者募集中]==========

○「ハラール」入門セミナー（富山）

ジェトロ富山では、県内企業からの情報ニーズ急増に応え、ハラール認証に関する基礎知識、各国で異なるハラール認証制度、ハラール食品を輸出している国の取組み等について詳しく説明するセミナーを、東京から専門アドバイザーを招へいして開催します。

近年、人口増加・経済成長率の高さから、イスラム教信者（ムスリム）が多い諸国が市場として注目を集めていますが、イスラム市場では食品・医薬品・化粧品等はイスラム教で「許されたもの」を意味する「ハラール」であることを求められる場合があり、その認証取得および考え方についての理解がイスラム市場向け輸出にあたって重要となっています。

イスラム圏（インドネシア・マレーシアなど）への食品輸出や自社製品のハラール認証取得にご関心のある皆様、同地域との輸出取引でお悩みの方は、是非、本セミナーにご参加下さい。

【日時】2014年10月15日（水）13時30分～15時
【場所】富山県総合情報センター（情報ビル）（富山市）
【内容】・ハラール市場の概況 - ハラール認証の基礎情報を踏まえて
　　・ハラール認証取得の手続きについて　他

＜主催＞ジェトロ富山、
　　富山県新世紀産業機構環日本海経済交流センター
＜共催＞富山県農林水産物等輸出促進協議会、
　　富山県食品産業協会
＜後援＞北陸銀行、富山第一銀行、富山銀行、日本政策金融公庫富山支店、
　　商工組合中央金庫富山支店

【定員】50名（先着順・定員になり次第、締め切り）
【参加費】無料
【申込締切】2014年10月14日（火）

詳細はこちら↓
http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/toyama/events/20140910748-event

―――――――――――――― 商談会・見本市・ミッション ――――――――――――――

==========[参加者募集中]==========

〇総合食品見本市「Gulfood 2015」（アラブ首長国連邦・ドバイ）
ジャパンパビリオン

ジェトロは、アラブ首長国連邦（UAE）・ドバイで開催される中東最大級の総合食品見本市「Gulfood 2015」にジャパンパビリオンを設置し、わが国食品・飲料等の輸出促進・販路拡大を目指します。
欧州およびアジアからのアクセスの良さから、同見本市には中東諸国以外の国からも多数来場します。富裕層市場をターゲットに販路開拓を目指すわが国企業にとって大変効果的な見本市です。是非、出品をご検討ください。

【会期】2015年2月8日（日）～12日（木）
【会場】Dubai World Trade Centre
【出品物の要件】UAEで販売可能な日本産の生鮮品、日本産原料を使用した
　　加工品及び日本国内で生産された他国産原料を使用した
　　加工品
【出品料】180,000円　（会員割引料金〔注〕162,000円）
　　※但し、国費を財源とした他の補助金等を利用する場合は540,000円
　　〔注〕お支払いいただいている年会費を年間割引の上限とします。
【募集小間数】15小間　（1小間：間口約3m×奥行約3m）
【申込締切】2014年10月17日（金）

詳細、お申込みはこちら↓

http://www.jetro.go.jp/events/item/20140827616/

■お問合わせ先：
農林水産・食品事業課（担当：宇野、長谷川）
Tel：03-3582-5546
E-mail：afb-gulfood@jetro.go.jp

３．JETROによるセミナー、研修、商談会、見本市出展の年間計画（平成26年度）の更新のお知らせ

農林水産省は、輸出に取り組む事業者に対し、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を通じて、継続的かつ一貫したビジネスサポートを提供します。
JETROにおいて公表しております平成26年度に予定しているセミナー、研修、国内商談会、海外商談会及び海外見本市への出展の年間計画が更新されましたので、お知らせします。

【セミナー、研修、国内商談会、海外商談会及び海外見本市への出展の年間計画（平成26年９月30日版）】
http://www.jetro.go.jp/industry/foods/pdf/event_schedule_20140930.pdf

JETROホームページのトップページからご覧になる場合は、「産業別情報」の「農林水産物・食品」→「イベント情報」の一番下の「（農林水産・食品分野）２０１４年度出展海外見本市、海外商談会、国内商談会、セミナーの計画」となります。

４．カタール向け牛肉の輸出について

日本からカタール向けに牛肉を輸出することが可能となりました。

カタール向け輸出施設を管轄する地方自治体及び動物検疫所において、平成26年９月24日より、輸出に必要な衛生証明書の発行を開始しましたのでお知らせします。

詳しくは、次のＵＲＬをクリックしてください。
http://www.maff.go.jp/aqs/hou/exguuteirui2.html

５．東日本大震災について～シンガポールへ輸出される食品等の証明書発行の運用について～

平成26年７月１日、シンガポールは、日本産食品についての輸入規制を大幅に緩和し、輸入停止対象であった福島県産品については、一部地域を除き、条件付きの産地証明の添付による輸入が認められたところです。

当該産地証明の条件について、これまでシンガポール政府との協議を実施してきたところ、このたび、証明書発行に関する運用について、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

【決定の内容】
シンガポール向けに輸出される福島県産品のうち、産地証明対象品目については、政府が発行する産地証明とともに、市町村・品目ごとに、検査機関発行の放射性物質検査報告書を添付する。
（産地証明に添付する放射性物質検査報告書は、次回以降の輸出の際には、初回輸出

時の写しを添付すればよい。（写しは３ヶ月間有効。））

注）福島県産品の産地証明対象品目等、詳細につきましては、以下のホームページ（シンガポールの輸入規制の概要）をご参照下さい。

【ホーム ＞ 組織・政策 ＞ 食料産業 ＞ 農林水産物等の輸出促進対策 ＞ 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る諸外国への輸出に関する証明書発行について ＞ シンガポール向け輸出証明書の申請手続き等について】
http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/singapore_shoumei.html

---

６．畜産物の輸出に係る施設の追加情報について

畜産物の輸出に係る施設について、以下とおり、対象施設が更新されました。詳細については、各ホームページをご参照下さい。

（１）カナダ向けに輸出される牛肉の取扱施設（平成26年９月25日）

追加施設：株式会社岩手畜産流通センター（岩手県紫波郡紫波町）
施設番号　I-1

（２）タイ向けに輸出される牛肉の認定処理施設（平成26年９月29日）

追加施設：東京都立芝浦屠場　高野畜産株式会社（東京都港区）
施設記号　TT-8

羽曳野市立南食ミートセンター　阪南畜産株式会社（大阪府羽曳野市）
施設記号　OS-1

東京都立芝浦屠場　乙川畜産食品株式会社（東京都港区）
施設記号　TT-9

高松市食肉センター　高松市食肉加工株式会社（香川県高松市）
施設番号　TK-1

（３）マカオ向けに輸出される牛肉の取扱施設（平成26年９月29日）

追加施設：株式会社日本精肉店横浜ミートセンター（神奈川県横浜市）
施設番号　YK-1

詳しくは、次のＵＲＬをクリックしてください。
http://www.maff.go.jp/aqs/hou/exguuteirui2.html

発　行

[農林水産物等輸出促進メールマガジン]
発行：農林水産省　食料産業局　輸出促進グループ
住所：〒100-8950　東京都千代田区霞が関１－２－１
代表：03-3502-8111（内線4330）
直通：03-6744-7045
FAX：03-6738-6475

このメールマガジンに関するご意見・ご要望又は転載を希望する場合は、

当グループまでお問合せ下さい。

　当メールマガジン及びバックナンバーは、以下の輸出促進対策ホームページに掲載しています。
　http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_mailmaga/archive.html

　お知り合いに「農林水産物等輸出促進メールマガジン」をご紹介下さい。

　当メールマガジンの配信登録、配信変更及び配信解除等は、以下のホームページから手続することができます。
　http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html